

令和元年度 第2回中区協議会

会議資料

【協議事項】

ア コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の本格実施について

イ 中区地域力向上事業 協働センターを核とした地域課題解決事業 「自力避難が難しい人用 手作り防災マップ&緊急避難カード作成事業」について

ウ 中区地域力向上事業 協働センターを核とした地域課題解決事業 「城北地区水と森の教室事業」について

エ 中区地域力向上事業 協働センターを核とした地域課題解決事業 「生きる知恵の防災合宿事業」について

オ 平成30年度中区地域力向上事業の事後評価について

【報告事項】

ア 平成30年度のパブリックコメントの結果について

令和元年5月22日開催

中区協議会

令和元年度 第2回中区協議会 事前配付資料

【協議事項】

- ア コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の本格実施について
- イ 中区地域力向上事業 協働センターを核とした地域課題解決事業「自力避難が難しい人用 手作り防災マップ&緊急避難カード作成事業」について
- ウ 中区地域力向上事業 協働センターを核とした地域課題解決事業「城北地区水と森の教室事業」について
- エ 中区地域力向上事業 協働センターを核とした地域課題解決事業「生きる知恵の防災合宿事業」について
- オ 平成30年度中区地域力向上事業の事後評価について

令和元年5月22日開催

中区協議会

区 協 議 会

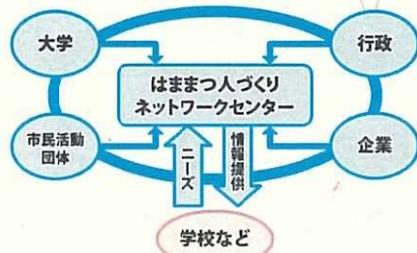
区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項				
件 名	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の本格実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。 ・子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠。 ・学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、目標やビジョンを共有することが重要。 ・「地域とともにある学校」への転換を図るコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるための制度であり、全国的に導入が進んでいる。 <p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、学校運営協議会について規定された。 ・本市においては、平成28年度から市立小中学校の中から数校をコミュニティ・スクール推進モデル校に選定し、制度の試行・検証を実施している。 ・平成29年度の法律改正により、学校運営協議会の設置が、教育委員会の努力義務となった。 ・令和元年度、本市では、24校（小14・中10）をモデル校に選定し、制度の試行を継続している（別紙「リーフレット」参照）。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入に向けた教員の意識改革 ・学校の組織体制の整備 ・多くの地域住民に関わっていただくための仕組みの構築 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度でモデル校による試行は終了し、令和2年度からは、法律に基づくコミュニティ・スクールを準備の整った学校から順次導入する。 ・「浜松市学校運営協議会規則（仮称）」を制定し、コミュニティ・スクールの運用等の詳細について定める（別紙「規則案」参照）。 ・コミュニティ・スクールは、学校運営協議会委員への就任など、地域住民の皆様には、学校運営へ参画していただくための制度であるので、区協議会委員の皆様には、制度や規則案の内容等についてご意見をいただきたい。 				
備 考 （答申・協議結果を得た い時期、今後の予定など）	令和元年6月：規則案を浜松市教育委員会へ上程 令和元年7月：規則の公布 令和2年4月：規則の施行、準備の整った学校から運用を開始				
担当課	教育総務課	担当者	山下 博之	電話	457-2401

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



はままつ人づくりネットワークセンター

「はままつ人づくりネットワークセンター」は、地域の組織や人材を捕うための仕組みです。本市には、魅力的な人材や素材が多くあります。
 これらは、「はままつの宝」です。この宝を市内全小・中学校の教育活動に提供します。地域の人材や素材等と「はままつ人づくりネットワークセンター」の講座等を効果的に活用することで、子供たちの学びがさらに豊かになることが期待できます。



「はままつの宝」は、こんなにいっぱい!



大学生によるプログラミング講座



生き方講座（未来授業）



博物館講座体験



おんな城主直虎講座



神澤おくない体験

「はままつ人づくりネットワークセンター」のホームページ

<https://www.hamahitonet.jp/>

はままつ人づくり

検索



浜松市教育委員会 教育総務課

〒430-0929

浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟6F

TEL.053-457-2401 FAX.053-457-2404

E-Mail renkei@city.hamamatsu-szo.ed.jp

このリーフレットは、静岡文化芸術大学の皆さんにご協力いただいたで作成しました。



浜松市の コミュニティ・スクール

2019年度

未来を創り出せる子供をみんなの力で育てる
 それが「はままつの人づくり」



浜松市では、子供たちが自分の力で未来を創り出す力を育む「未来創造への人づくり」の実現を目指しています。その実現のためには、学校、家庭、地域、行政等が力を合わせて子供たちを育む「市民協働による人づくり」が欠かせません。

コミュニティ・スクールは、「市民協働による人づくり」を実現する取組の一つです。この取組により、教育の質がさらに高まるだけでなく、地域の将来を担う人材の育成にもつながることが期待できます。

2020年度から、市内小・中学校に順次、法に基づいた学校運営協議会制度を導入していきます。

浜松市教育委員会

はままつ型コミュニティ・スクールとは

学校と地域が連携・協働する仕組みをいいます。特徴としては、学校と地域をつなぐ学校支援コーディネーターを委員の中に置いていること、地域の組織や人材を補完する「はままつづくりネットワークセンター」を仕組みとして取組むことです。

運営協議会では、学校運営の基本方針や目指す子供の姿、学校の課題などを学校と地域が共有し、その実現や解決に向けた取組について話し合います。この話し合いを受け、学校支援コーディネーターが地域の組織や人材等を学校につなぐ、学校運営に必要な支援を実現します。

この仕組みにより、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、子供たちの豊かな成長を支えています。

運営協議会

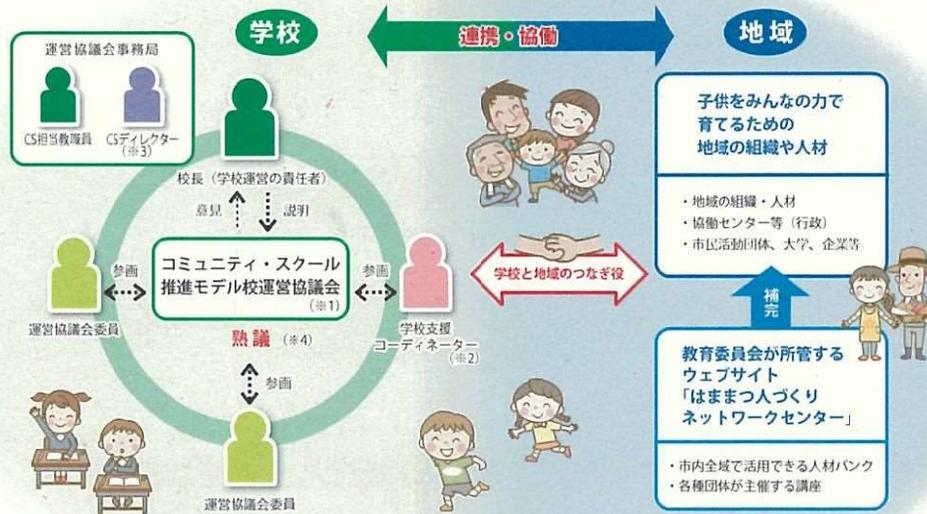


構成メンバー例

- PTA会長
- 自治会長
- 保護者
- 民生委員
- 協働センター職員
- 学校支援コーディネーター
- 校長
- 元教員 等

未来を創り出せる子供をみんなの力で育てる はままつ型コミュニティ・スクール

市民協働による人づくりの実現



- ※1 学校運営の基本方針や目指す子供の姿、学校の課題などを共有し、その実現や解決に向けた取組について話し合います。このリーフレットでは運営協議会と表記
- ※2 運営協議会での話し合いを受け、学校の運営に必要な支援をするために、学校と地域をつなぐ役割を果たします。
- ※3 運営協議会の議案書作成・印刷、議事録の作成など、事務的な役割を担います。また、中学校区内の他の運営協議会との連絡・調整を行います。
- ※4 多くの当事者による「熱慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことで、

コミュニティ・スクールにはどんな効果があるの？

- 児童・生徒**
 - ・学校だけでは実現できない豊かな体験や学びが充実します。
 - ・多くの人と関わることにより、夢と希望を持つことができます。
 - ・地域の担い手としての自覚が高まります。
- 教職員**
 - ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
 - ・地域人材を活用した教育活動が充実します。
 - ・地域の協力により、子供と向き合う時間が確保できます。
- 保護者**
 - ・保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。
 - ・学校や地域に対する理解が深まります。
 - ・地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 地域の人々**
 - ・経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
 - ・学校を通して多くの人と交流することができます。
 - ・学校と連携・協働して子供たちを育てることが地域の活性化につながります。

運営協議会での熱議を経て、学校支援コーディネーター等が地域とつないで実現した教育活動



浜松市学校運営協議会規則（案）

令和元年〇月〇日
浜松市教育委員会規則第〇号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第47条の6の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒（幼児を含む。以下同じ。）の健全育成に取り組むことを目的とする。

2 協議会は、次の各号に掲げる理念に基づき、協議するものとする。

- （1）学校と保護者及び地域住民等が一体となり、児童生徒や地域の現状や課題をとらえ、特色ある学校づくりを推進すること
- （2）保護者及び地域住民等が協議に参画することにより「社会に開かれた教育課程」の具現を目指し、「市民協働による未来創造への人づくり」に資すること

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、浜松市立幼稚園、小中学校及び高等学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の協議会を設置するに当たっては、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

3 協議会の呼称は、協議会が任意に定めることができる。

（協議会の役割）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- （1）学校運営に関すること
- （2）学校運営への必要な支援に関すること
- （3）その他、児童生徒の健全育成に資する事項に関すること

2 協議会は、協議会で決定した事項について、対象学校の保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な支援及び協力を得られるようにするため、対象学校の保護者及び地域住民に協議の結果等を積極的に情報提供するよう努めるものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第5条 対象学校の校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従い学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第6条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、校長又は教育委員会に対して意見を述べるができる。ただし、前条第1項で承認を受けた基本的な方針の実現に資する意見に限る。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる。ただし、特定の職員に関する意見は除く。

3 協議会は、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況の学校関係者評価及び協議会の取組等について自己評価を行うものとする。

2 学校関係者評価及び協議会の取組等の自己評価に必要な事項は、別に定める。

(委員の任命)

第8条 協議会は、児童生徒の保護者、通学区域の地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者を含む委員15人以内で組織する。

2 対象学校の校長は、次の各号に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 児童生徒の保護者

(2) 通学区域の地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) その他、対象学校の校長が適当と認める者

3 委員は、前項により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員の解任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命する。ただし、教育委員会が特別の事情があると認める場合には、この限りでない。

5 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に定める非常勤の特別職の地方公務員とする。

(委員の守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、前項のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は、継続して2任期までとする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第13条 協議会の会議は、会長が開催日前に会議の日時、場所及び協議事項を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

- 2 協議会の会議の議長は、その会議において出席した委員の中から選出する。
- 3 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。ただし、議事に関して特別の利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聞くことができる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、特別な事情がない限り公開とする。

- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。傍聴人が会議の進行を妨げる行為をした場合には、対象学校の会長が、会議場からの退場を命じることができる。

(部会等)

第15条 協議会は、部会等の必要な組織を置くことができる。

- 2 部会等の設置に関する事項は、会長が別に定める。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任

等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて助言及び指導を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供を行うものとする。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 委員から解任の申し出があった場合

(2) 委員が心身の故障等により、職務を遂行することができない場合

(3) 委員が第9条に反した場合

(4) その他解任に相当する理由が認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(庶務)

第19条 協議会は、浜松市立小中学校管理規則第19条の15（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）で定めるコミュニティ・スクール担当教職員とともに庶務を掌るコミュニティ・スクールディレクター（以下「ディレクター」という。）を置くことができる。

2 ディレクターの設置に関する必要な事項は、別に定める。

3 ディレクターを置かない学校は、会長が委員の中から庶務を指名し、協議会の庶務について、コミュニティ・スクール担当教職員を補佐する。

(委任)

第20条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中区地域力向上事業 協働センターを核とした地域課題解決事業 「自力避難が難しい人用 手作り防災マップ&緊急避難カード作成事業」について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：東日本大震災では死者数のうち65歳以上が約6割に上るなど、自力の避難が難しい人（以下、要支援者）の逃げ遅れが死者数の多い原因と言われ、要支援者名簿の作成が義務づけられた。しかし、支援する側の人員確保が困難で、全国的に取り組みは進んでいない。高齢化が進み要支援者の急増が予想され、取り組みを模索する必要性は高まっている。</p> <p>経緯：江東地区社会福祉協議会の企画委員（民生委員）より、市から提供の要支援者名簿を活用できる体制にないため、地域で活用法を検討したいという意見があった。高齢者等の見守りを行っている江東地区社協では、情報共有を含めた支援体制の整備を地域課題ととらえ、現状を少しでも前に進める機運が高まったことから、市と協働して事業を実施していくもの。</p> <p>課題：当事者である要支援者は外出が困難で、防災訓練への参加率が低い。また、地域の間人関係の希薄化による支援者の人材不足、少子高齢化による自主防災の担い手不足に加え、個人情報保護の厳格化により要支援者情報の共有が困難になっている。</p>
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<p>○事業目的（共助・自助意識の向上）</p> <p>自主防災隊や民生委員、地域住民が持つ地域の危険個所や防災資源、避難情報を共有するため、大規模地震を想定して要支援者の目線で町を歩き、江東地区の『手作り防災マップ』を作成する。</p> <p>作成したマップは、さらに細かく町ごとに分割し、『緊急避難カード』に掲載し、要支援者自らの避難経路検討に役立つ。カードは複製し、平常時は本人と支援者の管理とするが、災害直後の緊急時には余力のある人にカードを託し、誰もが支援者となることができる体制をつくる。</p> <p>○期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者同士や要支援者との情報共有が図られる。 ・ 共助だけでなく、要支援者の自助意識向上が図られる。 ・ 緊急避難時に絞ることで、要支援者情報の共有者、支援者を増強できる。

	<p>○活動場所 東部協働センター及び江東地区内</p> <p>○活動内容</p> <p>【準備会での事前会合】</p> <p>① 自主防災隊、民生委員による要支援者の支援優先ランクの検討（介護度、同居者有無等）</p> <p>② 優先順位の高い要支援者の居住地情報をもとに、マップ作成のエリアを検討。（事前の町歩き）</p> <p>③ 自治会回覧でのワークショップ参加者募集</p> <p>【手作り防災マップの作成】</p> <p>① マップ作成方法の学習（専門家による説明会）</p> <p>② 要支援者の目線で（車椅子に乗る等）町歩き調査</p> <p>③ 危険箇所等の情報をマップへ落とし込み</p> <p>④ マップ作成の振り返り（活用法の検討等）</p> <p>⑤ マップ編集業者へデータの送付</p> <p>【緊急避難カードの作成・配布】</p> <p>① マップを印刷したカードを、民生委員訪問時に要支援者へ配布</p> <p>② 要支援者に避難方法・ルートの検討、緊急避難カードへの記入を促し、同意を得て記入後のカードを受理。</p> <p>③ 緊急避難カードの写しを自治会、民生委員で保管。</p> <p>○参加者、予定人数</p> <p>江東地区社会福祉協議会（民生委員）約20名</p> <p>自主防災隊、災害ボランティア、ボーイスカウト 約15名</p> <p>防災マップ一般応募者 約10名</p> <p>○実施時期：6月～3月（予定）</p> <p>○実行委員：江東地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、江東地区自治会連合会</p> <p>○事業終了後の情報更新は、江東地区社会福祉協議会で管理し、随時更新を行っていく。</p>
<p>備考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</p>	<p>協議結果を得たい時期：令和元年5月</p>
<p>担当課</p>	<p>中区区振興課（東部協働センター）</p>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

地域力向上事業「協働センターを核とした地域課題解決事業」

「自力避難が難しい人用 手作り防災マップ&緊急避難カード作成」事業 概算事業費内訳書

区 分	概 算 額	備 考
負担金	329,000	<p>【内訳】</p> <p>報償費 講師謝礼 (7,000円) ×2回=14,000円</p> <p>需用費 消耗品 20,200円 色上質紙(チラシ、緊急避難カード用) コピー用紙(当日資料用) 模造紙(当日資料、掲示用防災マップ用) その他事務用品 地図加工ソフト 19,800円</p> <p>委託料 地図データ作成業務委託 250,000円</p> <p>役務費 レクリエーション保険 25,000円</p>
計	329,000	

※備考欄には区分の内訳を具体的にご記入ください。

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中区地域力向上事業 協働センターを核とした地域課題解決事業 「城北地区水と森の教室事業」について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景:地域住民の横のつながりが希薄になっていること及び親子で共通のテーマを考察する機会が少ないと思われることから、縦と横のコミュニティの深化・発展を目的とする。</p> <p>地域の身近な自然と豊かな自然に恵まれた天竜区龍山町の自然に触れることから、ふるさと浜松の現状と未来を考察する機会を提供する。</p> <p>※平成30年度からの継続事業。</p> <p>経緯:地域団体より、当該事業の実施により地域住民のつながりを構築するとともに、山間部との交流ができるのではとの提案があり、地域課題として取り上げ事業を実施していくもの。</p> <p>課題:広沢、蜷塚、山手といった地名にも由来するように身近にあった水場が姿を消している。地域の水に関する歴史を次の世代に伝えるとともに、地域の水環境について現状把握が必要である。</p>
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<p>○事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う城北地区の子供と保護者を対象として、水と緑に触れることで豊かな感性を育み、浜松の自然環境に興味を抱かせるもの。 <p>○活動場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部協働センター、城北地域内で自然が残っている寺院及び佐鳴湖周辺、天竜区龍山町大嶺(白倉峽・「龍山秘密村」とその周辺) <p>○活動時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一回目 (6月29日、土曜日) 身近な地域の自然観察を通して、水と日光の大切さを体感する。 ・第二回目 (8月4日、日曜日) 龍山町の豊かな自然に五感を働かせることにより、城北地区やその周辺の自然と比較して考える機会を与え、自然を大切に育む機運を育てる。 <p>○活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座学による学習と現地見学、一回目、二回目、現地見学終了後、参加していた子供、保護者両方に感想を書いてもらい協働センターまつりでの展示。 <p>○参加者・予定人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の小学生とその保護者(14組28人) <p>○協力する地域団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城北地区自治会連合会 <p>○実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 6月から12月 <p>○委託先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城北地区水と森の教室実行委員会
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	協議結果を得たい時期: 令和元年5月
担当課	中区区振興課(西部協働センター)

地域力向上事業「協働センターを核とした地域課題解決事業」

「城北地区水と森の教室」事業 概算事業費内訳書

区 分	概 算 額	備 考
委託料	100,000	城北地区水と森の教室事業実行委員会 【内訳】 講師謝礼 7,000円 (7,000円×1人) 需用費 消耗品 10,000円 (開催資材等) 印刷費 3,000円 (資料コピー代) 燃料費 1,200円 (緊急搬送用車ガソリン代) 食糧費 5,600円 (熱中症予防飲料代) 役務費 保険料 6,200円 (レクレーション保険) 使用料及び賃借料 67,000円 (借上バス) 30人乗り
計	100,000	

※備考欄には区分の内訳を具体的にご記入ください。

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中区地域力向上事業 協働センターを核とした地域課題解決事業 「生きる知恵の防災合宿」事業について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：平成30年10月、台風24号が市内各所で被害をもたらした。富塚地区でも停電が数日にわたり、自然の猛威を感じた出来事となった。</p> <p>経緯：この出来事をきっかけに自治会関係者から、地域の子もたちの防災に対する「自助」の考え方が弱いとの意見があった。幼いころから防災の知識習得を習得し、防災の基本である「自助」の考え方を根付かせたい。</p> <p>現状：同地区の富塚町西自治会では自主防災隊とは別に「防災委員会」という組織が立ち上げられ、毎月最終土曜日に定期会合を実施している。独自に防災ガイドブックを発行し、住民へ配布するなど防災に対する地域の機運も高まっている。</p> <p>課題：防災意識を向上させるためには「共助」の考えも重要である。共助の考えを身につけるためには地域コミュニティの活性化が必要である。防災研修を通じ幅広い世代の交流を行いたい。</p>
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<p>○事業目的 子どもたちの「自助」の考え方を習得するとともに地域の方との触れ合いを通じて「共助」の考え方を学ぶ</p> <p>生きる知恵の防災合宿 プログラム <日 程>令和元年8月10日(土)～8月11日(日) <スケジュール>別紙参照 <場 所>富塚協働センター <参 加 者>小学1年生～小学6年生 60名(保護者含め) ※小学1年生から3年生は保護者同伴 <参 加 費>無料 <委 託 先>富塚ドリームサポーター連絡協議会 <周知方法>富塚小学校、富塚西小学校の児童へチラシの配布</p>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	協議結果を得たい時期：令和元年5月
担当課	中区区振興課(富塚協働センター)

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

地域力向上事業「協働センターを核とした地域課題解決事業」

「生きる知恵の防災合宿」事業 概算事業費内訳書

区 分	概 算 額	備 考
委託料	163,000	<p>【委託先】 富塚ドリームサポーター連絡協議会</p> <p>【内訳】</p> <p>報償費 9,000円（参加賞） ・呼子笛など@150円×60（9,000円）</p> <p>需用費 138,600円 消耗品（事務用品、開催資材等）61,600円 ・防災すごろく@3,780円×4セット（15,120円） ・チラシ用色上質紙@3,240円×2（6,480円） ・事務用品、開催資材など（40,000円） 印刷費（募集チラシ、当日資料）3,000円 ・資料印刷代等（3,000円） 食糧費 74,000円 ・カレーライス（20,000円） ・アルファ米@350円×80（28,000円） ・みそ汁@150円×80（12,000円） ・飲料代@100円×140（14,000円）</p> <p>役務費 15,400円 ・ボランティア保険 15,400円</p>
計	163,000	

※備考欄には区分の内訳を具体的にご記入ください。

地域課題解決事業「生きる知恵の防災合宿」スケジュール（案）

8月10日（土）【1日目】

16：30_協働センター集合

16：30～18：00_訓練と食事準備

A班 訓練（担架の使用法・ダンボールベッド作成など）

目的 担架の使い方等を学び、災害時に役立つ知識を習得する。

B班 食事準備

目的 地元ボランティアと子どもたちが協働で調理を行い、親睦を深める。

18：00～19：00_食事・休憩（カレーライス）

19：00～21：00_訓練（A班とB班が1時間交代で実施）

A班 夜間搜索訓練（停電時や夜の災害を想定した敷地内での訓練）

目的 暗闇の中でどういったことが起きるのかシミュレーションすることで災害時に取るべき行動は何か考えるきっかけとする。

B班 防災すごろく

目的 ゲームを用いて楽しみながら防災を学ぶ

21：00～22：00_自由時間 ※小学1～3年生は21：30就寝

22：00_就寝

8月11日（日）【2日目】

6：30_起床

6：30～7：00_ラジオ体操

7：00～8：30_朝食（アルファ化米）・身支度

目的 アルファ化米の作り方等を学ぶ。

8：30～10：00_富塚町西自治会防災委員会による防災グッズ作成等

目的 防災委員会による防災グッズ作成等を通じて、自助と共助の考え方を学ぶ。

10：00～11：00_消火器訓練・スモーク体験

目的 消防署職員による消火器訓練やスモーク体験を行い、自らの身を守る知識を習得する。

11：00_参加賞配布・解散

※この事業が終了後、富塚協働センターまつりで展示等を行い、防災に対する意識の向上を図る。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	平成 30 年度中区地域力向上事業の事後評価について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	平成 30 年度に実施した中区地域力向上事業の事後評価 (案) について、協議会のご意見を伺うもの。 ・ 助成事業 7 事業 詳細は別紙のとおり。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

■助成事業

事業名 実施者	目的	事業内容	総事業費 [補助額] (円)	採用 回数	中区 らしさ A(高い) B(普通) C(低い)	事業目的 の達成度 A(高い) B(普通) C(低い)	財政支援 の必要性 A(高い) B(普通) C(低い)	費用対 効果 A(高い) B(普通) C(低い)	評価
1 富塚地区 市民の森と触れ合う会 特定非営利活動法人 地域創生支援事業団	富塚地区市民の森の近隣住民を対象に、森と触れ合う機会を設け、幅広い年齢層が集う機会を提供する。荀掘りや凧作りなどを通して、森の大切さを理解する機会を提供する。	【期間】 H30. 4. 2~H31. 3. 31 【場所】 富塚町400番地 富塚倶楽部 【内容】 ・竹林の清掃、荀掘り、棒パン作り(H30. 4. 15)参加者52人 ・凧作り(H31. 3. 17)参加者54人 参加者合計106人(提案時想定80人)	410,401 [101,000]	3	A	A	A	B	・園児から高齢者まで、幅広い年齢層がイベントに参加。荀掘りや棒パン作りに挑戦することで、参加者同士のコミュニケーションが図られ、地域交流に貢献した。 ・富塚地区の竹を使用した凧の絵付けや、近隣で採れたフキノトウや明日葉で天ぷらを揚げるなど、地元の自然に対する関心を高めることに繋がった。 ・竹林の清掃では、45Lゴミ袋2袋分のごみを収集。地域の子どもたちが森の大切さを学ぶ機会となった。
2 花いっぱい・交通安全推進事業 和合町自治会	安心して快適に暮らせるまちづくりを目指して、花いっぱい運動及び交通安全宣言の町を住民共通の目的として推進し、共生・共助の機運を醸成するとともに、地域コミュニティの再構築を推進する。事業の基盤整備を平成29年度から令和元年度の3ヶ年事業として実施し、その後、自治会自主事業として継続する。	【期間】 H30. 4. 1~H31. 2. 20 【場所】 和合町地内 【内容】 ・花いっぱい事業…町内に花のプランターを配置、花の苗の配布、のぼり旗の作成。 ・交通安全推進事業…交通事故件数掲示板の設置、交通安全教室の開催、カーブミラー清掃、反射材付き携帯ライトの配布、のぼり旗の作成。	1,115,688 [312,000]	2	A	A	B	A	・町内に花のプランターを合計80カ所設置。苗の植え替えや水やりを住民が協力して行うことで、コミュニティの輪が広がり、地元への関心を高めることに繋がった。 ・交通事故件数掲示板の設置や反射材付き携帯ライトの配布、のぼり旗の作成等、きめ細かく継続的な交通安全の啓発に努め、住民が互いを見守る機運が広がった。 ・住民の交通安全意識の高揚と参加の機運を醸成し、自治会自主事業として継続可能な基盤が構築されたと認められる。
3 第2回浜松Open Art 浜松Open Art	創造都市浜松の中心地でアート活動を行うことで、豊かな都市形成・人材形成に繋げる。また、このようなアートムーブメントは浜松を愛する地元作家たちの自主的な活動であり、作家が柔軟な発想とプライドを持ち、生き生きとしたライブ活動が行える場を提供する。	【期間】 H30. 4. 1~H31. 2. 28 【場所】 ゆりの木通り商店街、肴町商店街、有楽街、浜松城公園 【内容】 作品展示、パフォーマンス等関連イベントの開催、ワークショップ、絵本の読み聞かせ、演劇公演等。 出展等参加者数95人(提案想定50人)	598,996 [282,000]	1	A	A	A	B	・街中の店舗や公園での作品展示、販売、市民型ワークショップを行うなど、創造的なコミュニケーションの場が提供された。 ・展示場に来てもらうだけでなく、作家側から積極的にコミュニケーションを図り、市民と関わりを持つことで「アートを生活の中に」をコンセプトに、立場や年齢、ジャンルの枠を超えた交流が実現した。 ・市外や県外と遠方からの来場者も多く、今後浜松を代表するイベントとなることを期待する。
4 第7回 浜松ジオラマグランプリ 特定非営利活動法人はままつ未来会議	優れたジオラマ作品を鑑賞する環境の提供とコンペティション開催により、中区及び浜松市の文化振興と中心市街地の活性化を図り、「ものづくりの街浜松」の未来を担う力の育成と浜松市のイメージ・ステータス向上に繋げる。	【期間】 H30. 8. 24~8. 26 【場所】 ザザシティ浜松西館2階通路特設会場 【内容】 ジオラマ(情景アート)のコンペティションを実施。一次審査通過作品を会期中一般公開し、会期最終日に審査・入賞者の表彰。一般向けジオラマ教室、小学生向けプラモデル教室の開催。 来場者約2,500人(提案時想定4,000人)	901,266 [348,000]	2	A	A	A	A	・当日来場者数約2,500人、また日本各地及び香港から作品の応募があり、中心市街地の賑わいが創出された。 ・一般向けジオラマ教室や小学生向けプラモデル教室の開催、ボランティアの公募等、昨年より幅を広げた活動は、浜松市の文化振興の担い手育成に繋がると認められる。 ・作品展示の来場者も多く、地域を超えて広く支持されるイベントとして成長している。
5 2018ランニングフェス in 浜松シリーズ 株式会社TOMO RUN	ランニング種目やかけっこ教室、障がい者体験等、四ツ池公園陸上競技場や和地山公園にて、中区住民を主としたランニングイベントを実施する。公園で実施することにより、ランニングをより身近に感じてもらい、近隣住民が参加しやすいランニング環境を提供する。ランニングを通じて、スポーツの振興及び地域コミュニティの形成を図る。	【期間】 H30. 5. 19(雨予報)、8. 25(雨)、9. 29(台風前)、12. 15(晴) 【場所】 四ツ池陸上競技場、和地山公園、花川公園 【内容】 全員おにごっこ、大長縄跳び、借り人競争、全員リレー、1kmタイム測定、栄養ビーチフラッグ、ヨガ・フラダンス・かけっこ教室等。 全4回来場者延べ800人(提案時想定延べ800人)	903,317 [451,000]	1	B	A	B	B	・中区内3カ所を会場とすることで、近隣住民が参加しやすいランニング環境を提供した。 ・幼稚園児から70歳代まで幅広い年齢層が参加し、地域コミュニティの形成に貢献した。 ・各会場で次年度も継続実施できる関係を構築した。 ・雨天や雨天予報によって参加者数が伸び悩んだことから、事前の周知方法や雨天時の対応について検討が必要である。
6 軽トラはままつ出世市 軽トラはままつ出世市実行委員会	鍛冶町通りを歩行者天国にした非日常の中で、中心市街地ならではの賑わいづくりを行う。また、商店街が連携したイベントを開催することで、来街者に対して中心市街地の魅力の情報発信を行い、再来街の動機付けを図る。連合会組織を始め、各自治会には、開催にあたって住民に対する周知を図り、地域ぐるみで行うイベントとして風土の醸成を図る。	【期間】 H30. 11. 18 【場所】 鍛冶町通り、モール街北側、肴町(一部)、有楽街(一部) 【内容】 ・軽トラ市…軽トラを配置し、浜松市の農林水産品を販売。地元6団体によるステージイベントの開催。 ・商店街連携イベント…ストリートカフェ、出世屋台市の実施、田畑政治のポスター展示。 来場者32,000人(提案時想定30,000人)	3,445,532 [1,300,000]	1	A	A	B	A	・浜松市の農産物や海産物を積んだ軽トラック計60台が集まり、産業活性化と中心市街地の賑わいが創出された。 ・地元団体によるステージイベントや、地元の飲食店を中心としたストリートカフェの出店、地元出身である田畑政治のポスター展示等を通して、中心市街地の魅力の発信に貢献した。 ・約32,000人の来場者があり、来年も開催を希望する声が多かった。出店者満足度調査でも、次回出店希望が85%となり、事業への理解が得られている。
7 HM358「遠州市場」 一般社団法人 浜松商店界連盟	市民に対し賑わいの場と、商店会ならではのコミュニケーションの場を提供する。また、浜松駅前立地を活かし、海や山、産業等の様々な顔を持つ遠州の魅力を発信し、再発見してもらう。海外のマルシェをイメージし、誰もが1日楽しめる場所とする。	【期間】 H30. 11. 10~H31. 3. 9(全5回、原則毎月第2土曜日) 【場所】 The GATE Hamamatsu 南側イベント広場 【内容】 遠州地域の農産物の直売品・加工品などを販売。音楽家による演奏。 団体スタッフ130人 参加者2,600人(提案時想定1,000人)	1,107,093 [517,000]	1	A	A	B	A	・遠州地域の農産物の直売品・加工品等を販売することで、地元の魅力の発信に貢献した。 ・The GATE Hamamatsuのオープンや、大学生の出店、音楽演奏者とのコラボなどにより幅広い年齢層の入場者が増え、賑わいの場が創出された。 ・出店数では、第5回が8ブース、第6回が10ブース、第7回が11ブース、第8回が8ブース、第9回が20ブースと増加傾向にあり、事業への理解と協力が得られている。

平成30年度 中区地域力向上事業 事後評価(参考資料)

主な収支状況

事業名 実施者		収入		支出	
1	富塚地区 市民の森と触れ合う会 特定非営利活動法人 地域創生支援事業団	市補助金	101,000	報償費	24,000
		参加費	43,300	賃金	151,507
		自己資金	266,101	旅費	4,050
				需用費	38,348
				事務費	64,570
				役務費	41,191
				使用料及び賃借料	2,133
				原材料費	84,602
	合計	410,401	合計	410,401	
2	花いっぱい・交通安全推進事業 和合町自治会	市補助金	312,000	需用費	1,115,688
		自治会費	803,688		
		合計	1,115,688	合計	1,115,688
3	第2回浜松Open Art 浜松Open Art	市補助金	282,000	報償費	249,000
		参加費及び協賛金	300,000	旅費	23,000
		売上収入	6,080	需用費	177,324
		自己資金	10,916	役務費	80,609
				使用料及び賃借料	50,000
				原材料費	19,063
	合計	598,996	合計	598,996	
4	第7回 浜松ジオラマグランプリ 特定非営利活動法人はままつ未来会議	市補助金	348,000	報償費	150,000
		他団体からの助成	300,000	旅費	124,891
		エントリー料	153,000	需用費	219,705
		協賛金	44,568	役務費	18,490
		模型教室参加費	50,800	委託料	300,000
		自己資金	4,898	使用料及び賃借料	29,000
				原材料費	59,180
			合計	901,266	合計
5	2018ランニングフェス in 浜松 シリーズ 株式会社TOMO RUN	市補助金	451,000	報償費	10,000
		参加費	332,000	需用費	752,865
		自己資金	120,317	広告宣伝費	92,400
				使用料及び賃借料	48,052
	合計	903,317	合計	903,317	
6	軽トラはままつ出世市 軽トラはままつ出世市実行委員会	市補助金	1,300,000	報償費	54,674
		物販収入	150,000	需用費	368,820
		協賛金	20,000	役務費	108,000
		負担金	1,975,532	委託料	2,244,294
				対象外経費	669,744
	合計	3,445,532	合計	3,445,532	
7	HM358「遠州市場」 一般社団法人 浜松商店界連盟	市補助金	517,000	賃金	53,000
		自己資金	517,233	需用費	904,671
		出店料	71,000	役務費	149,422
		委託販売料	1,860		
	合計	1,107,093	合計	1,107,093	

※各団体から提出された収支決算書(収入)の明細は、法人事業費、団体経費、自費等の記載されていたので、自己資金に統一しました。

(消耗品費)

(保険料・通信運搬費・クリーニング代等)

(消耗品費)

(印刷製本費・消耗品費)
(保険料・通信運搬費・雑費)

(審査員・講師謝礼)

(印刷製本費・消耗品費)
(保険料・通信運搬費)

(印刷製本費・消耗品費)
(参加賞・音響・広告宣伝費)

(消耗品費)
(保険料・通信運搬費・広告宣伝費)

地域力向上事業 事後評価のポイント

以下の項目に照らして評価を実施する。(A：高い>B：普通>C：低い)

1) 中区らしさ

事業の実施にあたり、中区固有の人材、資源などを活かしたか。より発展、強化させることに繋がったか。

2) 事業目的の達成度

提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。

3) 財政支援の必要性

市が補助金を支出して支援を行う必要性
(財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか)

4) 費用対効果

事業実施により得られた効果と、かかる経費のバランスは適切か。

<今後改善を期待する点>

補助最終年度の事業の場合は、
「自立的に活動を継続していくのであれば、改善を期待する点」を記載。

<意見等>

区協議会または区行政推進会議で出された意見を記載する。
事業の特に優れていた点、今後改善を期待する点、その他特記事項等を記載。

令和元年度 第2回中区協議会

当日配付資料

【報告事項】

ア 平成30年度のパブリックコメントの結果について

令和元年5月22日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	平成30年度のパブリックコメントの結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	平成30年度のパブリックコメントの結果について報告するもの。 結果一覧は別紙のとおり。 なお、個別案件の詳細については、浜松市ホームページをご参照ください。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	—
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成30年度 パブリックコメント実施結果一覧

No.	協議会 開催日	案件名	意見数	案に対する反映結果 (※)	担当課
1	6月27日	浜松市図書館ビジョン（案）	157件	<ul style="list-style-type: none"> ・案の修正 : 8件 ・今後の参考 : 52件 ・盛込み済み : 47件 ・その他 : 50件 	中央図書館
2	10月12日	第2期浜松市スポーツ推進計画（案）	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・案の修正 : 0件 ・今後の参考 : 0件 ・盛込み済み : 4件 ・その他 : 0件 	スポーツ振興課
3	12月26日	第4次浜松市地域福祉計画（案）	118件	<ul style="list-style-type: none"> ・案の修正 : 26件 ・今後の参考 : 28件 ・盛込み済み : 22件 ・その他 : 32件 	福祉総務課
4	12月26日	浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（案）	113件	<ul style="list-style-type: none"> ・案の修正 : 1件 ・今後の参考 : 23件 ・盛込み済み : 24件 ・その他 : 65件 	高齢者福祉課
4	2月27日	浜松市市民協働を進めるための基本方針（案）	集計中	<ul style="list-style-type: none"> ・案の修正 : -1件 ・今後の参考 : -1件 ・盛込み済み : -1件 ・その他 : -1件 	地域協働・地域政策課

※案に対する反映結果の説明

- ・案の修正 . . . 意見により案を修正した場合
- ・今後の参考 . . . 今後、運用実施していくうえで参考としてく場合
- ・盛込み済み . . . 寄せられた意見がすでに案に盛込まれている場合
- ・その他 . . . 案に直接影響を及ぼさない場合、案に反映しない場合